

近畿大学オープンアクセスポリシー

(趣旨)

1. 近畿大学(以下「本学」という。)は、本学に在籍する教員(以下「教員」という。)によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする

(研究成果公開の権限)

2. 本学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌(図書等を除く)に掲載された教員の研究成果(以下「研究成果」という。)を、本学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

5. 研究成果の発行版がリポジトリでも公開可能である場合、本学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員は、著者最終稿等を、できるだけすみやかに本学へ提出する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「近畿大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。